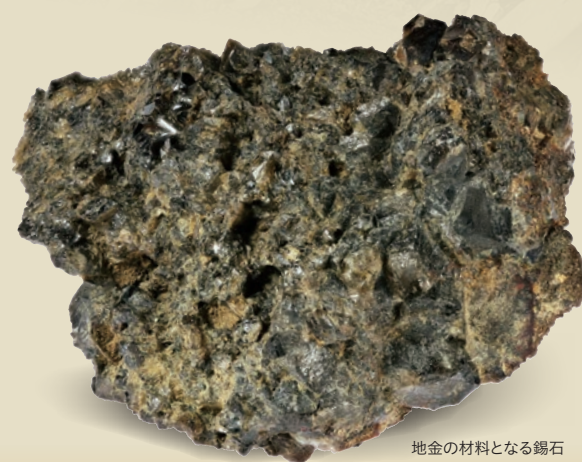


Special Feature

SMICグループの 紛争鉱物不使用への 取り組み

SMICは、はんだの主原料である錫(すず)をはじめとするベースメタルを取り扱う企業として、紛争鉱物不使用(コンフリクト・フリー)を徹底し、継続的な取り組みを推進してまいりました。世界各地で紛争が続いている今だからこそ、あらためて紛争鉱物をめぐる国際情勢の変遷を振り返り、それに対する当社の具体的な取り組みをご紹介します。



地金の材料となる錫石

紛争鉱物とは

「紛争鉱物」とは、アフリカのコンゴ民主共和国およびその周辺国で採掘され、武装勢力の資金源となっている鉱物を指します。具体的には、タンタル(Tantalum)、錫(Tin)、タングステン(Tungsten)、金(Gold)の4種類で、これらの頭文字をとって「3TG」とも呼ばれています。

問題の背景

コンゴ民主共和国には、タンタル、コバルト、錫など、豊富な鉱物資源が埋蔵されています。しかし、これらの天然資源を巡って、同国は長年にわたり政治的不安定や武力衝突に晒されてきました。周辺諸国を巻き込んだ大規模な紛争が続く中で、鉱物と引き換えに武器や機材を調達する経済構造が形成され、本来であれば国民の豊かさにつながるはずの天然資源が、皮肉にも紛争の資金源として利用される状況が生まれたのです。



紛争鉱物をめぐるこれまでの歴史

国際社会の動き

鉱物のサプライチェーンに対して倫理的な取り組みを求める動きは、鉱物を使用する側の企業が主導しながら広がっていきました。それに追従するように紛争鉱物に関する国際規範や法令が制定され、現在ではデューデリジェンス義務化の動きが本格化しています。

2004

Electronic Industry Citizenship Coalition (EICC) 設立

エレクトロニクス業界を中心に、サプライチェーンのサステナビリティに取り組むための企業同盟として発足。



2008

Conflict-Free Sourcing Initiative (CFSI) 設立

EICCがICT業界の国際団体であるGlobal Enabling Sustainability Initiative (GeSI)とともに紛争鉱物問題のイニシアチブとして設立。



2010

米国「ドッド=フランク法」制定

アフリカ中部の紛争地域における、武装勢力への資金源を断つことを目的に制定。米国証券取引委員会に登録している上場企業に対して、自社製品に使用している対象鉱物の原産地調査とデューデリジェンスを求めるとともに、報告を義務化。

Conflict-Free Smelter Program (CFSP) が開始

紛争鉱物のサプライチェーンにおいて、鉱石が集約される製錬/精錬業者を第三者機関が監査することで、対象鉱物が紛争と無関係な供給源に由来していることを確認・認定する仕組みが構築された。

※現Responsible Minerals Assurance Process(RMAP)

2011

紛争鉱物報告テンプレート (CMRT) 発行開始

米国ドッド=フランク法の紛争鉱物開示義務に対応するために開発。企業がサプライチェーンに対して、自社製品に含まれる対象鉱物の使用状況と製錬/精錬業者情報を標準化された形で収集・報告するための調査票となっている。

「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」発行

OECD(経済協力開発機構)が、透明性の高い鉱物サプライチェーンを構築し、鉱物資源産業の持続可能性向上を支援するための指針として策定。多くのデューデリジェンス法規制に参照されている。

2013

CFSP(現RMAP)に基づく認定製錬業者を公表

これにより、サプライチェーンの下流に位置する川下企業が、鉱石供給源の倫理的安全性を容易に確認することができるようになった。

2014

ドッド=フランク法に基づく紛争鉱物開示報告書(Form SD)の提出開始

これを契機に、米国に限らずグローバル規模でCMRTによる紛争鉱物調査が急速に浸透した。

2017

「EU紛争鉱物規則」公布

EU域内に3TG鉱物を輸入する企業に対して、紛争リスクに加えて人権侵害(強制労働・児童労働)や不法行為などの倫理リスクへの評価と報告を義務化。2021年に全面施行。

EICCがResponsible Business Alliance (RBA)に改称
CFSIがResponsible Minerals Initiative (RMI)に改称



SMICの取り組み

千住金属工業の取り組みは、2009年にお客様から紛争鉱物のサプライチェーンに関する調査依頼を受けたことを契機に始まりました。錫を取り扱う企業として課題の重要性を認識した当社は、EICC(現RBA)にいち早く加盟し、以来、紛争鉱物の不使用とサプライチェーンの透明性確保に取り組んできました。

2009

CSR事務局開設

顧客より紛争鉱物サプライチェーンに関する回答要請(以下、紛争鉱物調査)を初めて受け、その対応のため開設。

2011

EICC(現RBA)に加盟し、紛争鉱物フリーを宣言

業界に先駆け、調達製錬所に対する自主的な現地監査結果をもとに紛争鉱物不使用を公表。

鉱物デューデリジェンスの手法がまだ確立されていない2009年～2011年にかけて、すべての調達製錬所での現地監査を行い、紛争鉱物を使用していないことを確認しました。



2011年監査訪問時のインドネシア製錬所にて
藤原信一購買課長(当時)

2012

CSR室(現CSR部)を設置

ドッド=フランク法の報告義務開始に向けて急増した紛争鉱物調査依頼に対応。また、CSRレポートの発行を開始し、ステークホルダーに向けて紛争鉱物不使用への取り組みを定期的に報告。

2014

CFSI(現RMI)に加入

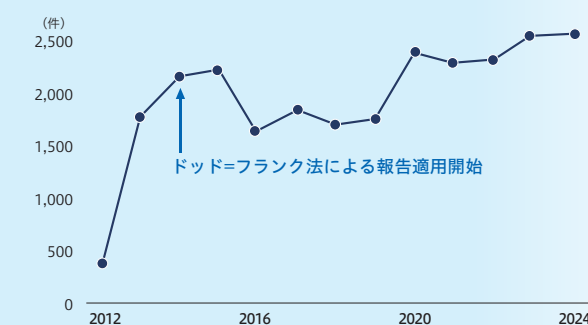
CFSI会員として、調達製錬所に対しCFSP(紛争鉱物不使用製錬所プログラム)への参加と第三者認証の取得を要請。

2015

紛争鉱物完全不使用であることを宣言

すべての錫調達製錬所が、CFSPにおいて第三者機関による認証を取得したことを報告。

CMRT発行依頼件数の推移



CMRTの当社発行数は、調査開始以降年々増加し、近年では年間2,500件以上にも上がっています。千住金属工業は錫製錬所に最も近い企業として、正確な情報をお客様へ提供しています。

SMICグループの主な取り組み

「紛争鉱物不使用」から「責任ある鉱物調達」へ

アフリカ中部の紛争地域における紛争リスクへの対応から始まった「紛争鉱物不使用」は、2017年に公布されたEU紛争鉱物規則によって、対象となる地域とリスクが広がりました。これらの新たな地域や倫理リスクへ対応する「責任ある鉱物調達」が、企業に求められています。千住金属工業グループでは、責任ある鉱物調達に対する方針として「RBA行動規範の遵守と責任ある鉱物調達の推進」を策定し、安全な鉱物調達を推進しています。

I 取り組み 01

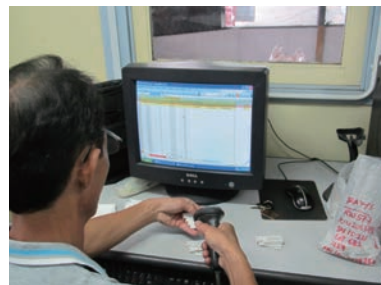
調達製錬所への定期監査

製錬所に対する認証スキーム(RMAP)が確立した現在でも、千住金属工業は調達製錬所への定期的な現地監査を継続しています。現地での鉱石受入状況や、トレーサビリティ情報管理の様子を自分たちの目で実際に確認することが、お客様の安心につながると考えています。

製錬所への現地監査はコロナ禍によって一時中断を余儀なくされましたが、収束後に再開をしています。



鉱石トレーサビリティ用のタグ



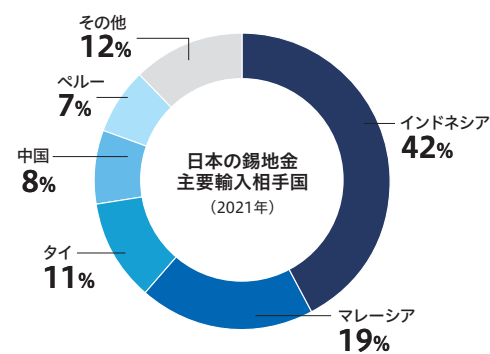
鉱石トレーサビリティチェックの様子

I 取り組み 02

マルチソースによるリスクの低減

千住金属工業では、アジアや南米、欧州など、世界各国の複数の製錬所から錫を調達することで鉱石の産地を分散させ、紛争リスクをはじめとする倫理リスクを低減しています。また、地政学的な影響を受けやすい海外からの調達・輸送リスクの低減にもつながっています。

さらに、鉱石由来のリスクを根本から排除するため、リサイクル材の使用にも力を入れています。独自のほんだリサイクルシステムによる国内調達だけでなく、海外のリサイクル精錬所からの調達も確保しています。



出典:独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
鉱物資源マテリアルフロー2022 錫(Sn)

I 取り組み 03

紛争地域に暮らす人々の生活を守る

紛争リスクを避けるために、紛争地域から産出された鉱物すべてを排除することは、そこに暮らす一般の人々の生活にも影響を及ぼします。武装勢力の影響を受けない、合法的なルートで鉱石を採掘・輸送し供給する仕組みを構築・保持することは、紛争地域に暮らす人々を守ることに繋がります。

千住金属工業は、このような過剰な対応による負の影響を避けることも、責任ある鉱物調達の一環だと考えています。情報の収集とリスク評価を確実に実施し、状況に応じた適切な対応をとることで、負の影響を最小限に抑えるよう努めます。



広がり続ける「責任ある鉱物調達」

「責任ある鉱物調達」として求められる責任は、世界情勢の変化や人権意識の高まりなどにより、単なる法令遵守にとどまらず、ESG(環境・社会・ガバナンス)の一環として位置づけられています。また、地政学的リスクや輸出入規制への対応も重要視されており、経済安全保障の観点からもその重要性が高まっています。

千住金属工業グループは、拡大していく「責任ある鉱物調達」への責任を果たすことは、マネジメントにおける重要要素と位置づけています。

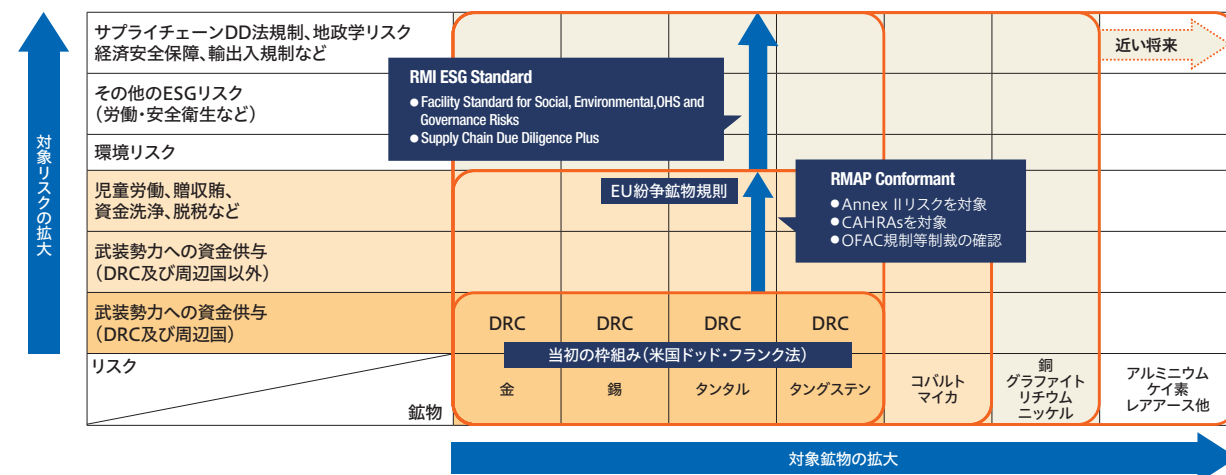
鉱物デューデリジェンスに関する主な法令

企業に対してデューデリジェンスを義務付ける法令は、近年立て続けに制定されています。

- EU：企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）
- EU：欧州電池規則（EU Battery Regulation）
- 米国：ウイグル強制労働防止法（UFLPA）

対象リスクの拡大

倫理リスクに加えて、環境リスクや労働・安全衛生なども含めたESGリスク、さらには地政学的リスクや輸出入に関するリスクにまで広がっていくと予測されています。国際規範やガイドラインにおいても環境デューデリジェンスの視点が強化されるなど、拡張が進んでいます。



出典:JEITA 責任ある鉱物調達説明会2025資料「責任ある鉱物調達」の背景と最新動向」を基に作成

変化する「責任ある鉱物調達」への対応

「責任ある鉱物調達」の変化は、当社に寄せられる調査依頼の傾向にも表れています。近年、3TGに関する依頼は横ばいで推移していますが、3TG以外の鉱物に関するデューデリジェンス調査の件数は急増しています。加えて、地政学的リスクや輸出入管理など、多種多様なリスクに対する調査依頼も増加傾向にあります。その中には顧客独自の基準に基づくものもあるため、当社では顧客基準に関する周辺情報を第三者としての視点で確認し、当社におけるリスク分析と合わせ、総合的な判断に基づき対応をしています。

変化を続ける「責任ある鉱物調達」に適切かつ柔軟に対応していくことは、金属を主原料とするメーカーとして必ず果たすべき責務であると、千住金属工業は考えています。鉱物資源の持続可能性向上の一助となれるよう、今後も真摯に取り組んでいきます。

調査依頼件数の推移

